

公認審判員資格登録更新手続きのご案内

(公財)日本バドミントン協会1・2・3級公認審判員資格の更新年度を迎えた方にご案内いたします。

更新手続きは、所属都道府県協会でのみ可能で、3年(1級のみ5年)ごとの更新手続きと毎年の会員登録(費用納入)をされない場合は、審判資格を更新することができません。

京都府協会では下記により更新手続きを行いますので、期日までに手続きをお願いいたします。

審判資格情報については日本協会のHP上で会員番号をもとに確認できます。

記

1. 対 象 2026年度末(2027年3月31日)で資格有効期限切れを迎える方
2. 手 続 き
 - (1) 今年度の日本バドミントン協会[BAJ]への会員登録が必要となります。
資格更新に際しては、BAJへの会員登録が必要となります。今年度の登録手続き未了の方は、所属連盟・市協会の登録事務担当者に至急連絡をとって、登録手続きをして下さい。
前年度までで会員登録が継続していない年度がある方は遡っての登録が必要です。
2026年度所属の連盟・市協会担当者までご相談ください。
 - (2) ・社会人・実業団・レディース・教職員・小学生連盟所属の方は各所属連盟で取りまとめて更新手続きいたします。
・学連所属者には郵送での案内はせず、学連から各大学へ連絡し取りまとめています。

前回更新時所属連盟から転籍されている方や審判資格更新に関するご不明点は今年度所属予定連盟の審判担当にご連絡下さい。

上記5連盟には所属せず審判資格更新希望の方は京都府バドミントン協会審判委員会(umpire@kyoto-badminton.com 電話の場合は090-3992-9942 担当 上仁)にご連絡下さい。
担当者も勤務中などで電話に出られないことも多くあります。
折り返しご連絡いたしますので必ずお名前とご用件を残していただくようお願いいたします。
 - (3) 更新料(資格登録料)の振込を
(2)の各担当者に振込先口座をおたずねください。

<更新料(資格登録料)> 1級:11,000円 2級:6,600円 3級:6,600円

3. 一次締切り 2026年5月15日(金)(更新希望者一括で日バへ申請します。期日を厳守して下さい。)
(最終締切りは2027年1月31日)
4. 更新費用の協会負担について
協会HPに「資格更新費用の協会負担制度」として掲載の通り、協会指定の大会で一定回数審判業務を担当いただいた方の更新費用を協会が負担する制度があります。
更新費用はまず全ての方に振り込んでいただき、3年間(1級のみ5年間)の審判担当実績が規定回数(3級:5回、2級:7回、1級:15回)に達している方には、後日返金させていただきます(振込先をお伺いすることがあります)。

以上